

阿賀野市押切外四ヶ大字財産区協議委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月17日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市規則第21号

阿賀野市押切外四ヶ大字財産区協議委員会規則の一部を改正する規則

阿賀野市押切外四ヶ大字財産区協議委員会規則（平成26年阿賀野市規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「委員会」の次に「設置等に関する」を加える。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「及び運営」の次に「等に関すること並びに阿賀野市押切外四ヶ大字財産区財産増殖及び管理処分条例（平成16年阿賀野市条例第198号。以下「条例」という。）第10条に規定する看守人」を加え、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条の見出しを「(組織等)」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する委員長に充てない押切集落の委員については、任期を原則1年とする。

第2条に次の1項を加える。

4 条例第10条に規定する看守人は、協議会で選出し、管理者がこれを委嘱する。

第5条第1項中「委員」の次に「及び看守人」を加え、同条第2項中「委員」の次に「又は看守人」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員又は看守人がやむを得ない理由で欠席し、協議会又は委員長が認める者が代理として出席等したときは、代理として出席等した者に対し、日当を支払うものとする。

第5条に次の1項を加える。

3 協議会、委員長又は管理者が必要と認める財産区有林の保護・保全等の作業を実施したときの日当は、次のとおりとする。この場合において、作業の実施を確認した委員長の証明を付した別に定める作業報告書を管理者へ提出するものとする。

委員、看守人又は協議会、 委員長若しくは管理者が 認める区民等	協議会、委員長又は管理者が必 要と認める区有林の保護・保全 に関する作業	半日	3,000円
		1日	6,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の阿賀野市押切外四ヶ大字財産区協議委員会規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の阿賀野市押切外四ヶ大字財産区協議委員会設置等に関する規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。